

「くさつおみや」食品部門 募集要項

1. 目的

原油価格・物価高騰によるコスト増等により、利益確保が難しい中でも売上拡大を目指す小規模事業者の商品の販売促進、販路開拓を目的とします。ひいては、地域経済の持続的な発展を促進し、地域内の産業や観光の振興を目指しています。

2. 内容

贈答品・土産品となるもので、自社で製造した商品を募集し、各事業者こだわりの商品（単品商品）を「くさつおみや」として認定し、販売促進支援を行います。

3. 認定特典

- ①認定商品は、新たに設ける「くさつおみや ロゴ」を表示することができます。
- ②商品デザイン、包装デザイン、ネーミング等の助言が専門家から受けられるほか、認定商品の PR や販路拡大支援を草津商工会議所から受けることができます。
- ③認定品パンフレットに掲載
- ④第3回認定品としてプレスリリースにて全国発信
- ⑤ふるさと企業いいもの発掘市（近鉄百貨店草津店）への出店予定（1月）
- ⑥催事予定 ※調整中（昨年実績：東京・日本橋 滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」(2月)）
※⑤、⑥について、輸送費等一部負担有。
- ⑦草津商工会議所の WEB サイトで紹介

4. 応募資格

- ①草津市内に本店、営業拠点があること。
※小規模事業者（申込日現在）であること。
- ②自社で製造したオリジナル商品で飲食料品であること。※仕入商品ではないこと。
- ③草津市内の店舗において、日常的に飲食物を販売していること。
- ④事業目的を理解し、草津商工会議所と共に持続的な「くさつおみや」推進活動ができる事業者
- ⑤販路拡大に熱心であること。
- ⑥認定後、その効果等について草津商工会議所の求めに応じて適宜報告でき、財務諸表等の提出ができること。

※小規模事業者とは

小規模事業者 [商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

5. 対象商品

以下の条件にいずれにも該当するものとします。

- ①自社のこだわりがある製品（飲食料品に限る）であるもの。
- ②単品での販売価格が概ね2000円～1,000円（税込）程度の商品であること。
- ③新規に商品開発する場合には、令和8年1月の販売会に間に合うように開発を終了すること。（試作段階での応募も可）
- ④賞味期限が最低1週間であること。

6. 認定数

10品程度

7. 認定期間

1年間

8. 申請・認定登録料

申請は無料。認定されたら登録料として1登録商品ごとに年間1万円（税別）とする。登録料は、プロモーション費用等に活用する。

9. 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに草津商工会議所宛に郵送または持参にて提出する。なお、複数申請する場合には商品ごとに申請書類を作成し、提出すること。

- ①申請期間：9月10日（水）～10月10日（金）
- ②審査結果発表：10月29日（水）予定

10. 提出書類

<必須>

- ①認定申請書
- ②申請商品の写真（認定商品パンフレットに使用します）
- ③「食品表示」を記載の商品ラベルの写し
- ④食品営業許可証の写し

<任意>

- ①申請商品のパンフレット等商品の概要が分かるもの
- ②事業者や申請商品等に関するメディアの記事がある場合はその写し（新聞、雑誌、WEB等のデータ）
- ③申請商品の特許権、商標権等を取得している場合はその写し

※申請書提出後、追加資料を求める場合があります。

※提出書類は原則として返却いたしません。

1 1. 選考方法

- ①草津商工会議所が申請書類・申請品が上記対象商品1～4に合致しているか確認
- ②認定基準に基づいて外部審査員による審査を行い認定する。

1 2. 認定基準

下記基準を基に総合的に判断したうえで、認定いたします。

- ①独自性…申請商品に独自の製法、アイデア、素材のこだわり、革新的な挑戦があること。
他店と比較して差別化が図れていること。
自社の技術を活かし、特徴がアピールされていること。
- ②新規性…新たな創意工夫や他にない魅力があること。
- ③積極性…事業者自身が本制度の目的を理解し、「くさつおみや」推進に対して前向きであること。
- ④物語性…商品開発にあたっての“こだわり”を中心とした魅力的なストーリーがあること。
※草津市、滋賀県の地域資源との関連があるとなお良い。
- ⑤成長性…市場ニーズに合致し、今後の成長が見込まれること。
- ⑥デザイン（形状・色調）

1 3. 認定決定後について

- ①草津商工会議所による説明会を受講すること。
- ②専門家による助言（個別相談）について、最低1回は受講すること。

1 4. 認定取消について

認定基準を満たさなくなったとき、その他認定事業者としてふさわしくない事由が発生したときは、認定を取り消します。またその場合において、認定登録料は返金いたしません。

<お問い合わせ>

草津商工会議所 中小企業相談所

担 当:本 郷

T E L:077-564-5201

F A X:077-569-5692